

定期巡回随時訪問介護看護事業 サービス利用契約書

甲（利用者） \_\_\_\_\_ 様

乙（事業者） 医療法人養和会  
訪問介護仁風荘こうやまち

甲、乙は次のとおり定期巡回随時訪問介護看護サービス利用契約を締結します。

（契約の目的）

- 第1条 乙は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、甲が有する能力に応じて、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、またその家族や介護者を支援することを目的として定期巡回随時訪問介護看護サービスを提供します。
- 2 乙は、定期巡回随時訪問介護看護サービスの提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

（契約期間）

- 第2条 この契約の期間は、令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日～1年間とします。但し、契約期間満了日以前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。
- 2 上記契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとしします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

（運営規程の概要）

- 第3条 乙の運営規程の概要（事業の目的、職員体制、定期巡回随時訪問介護看護サービス内容等）、従業者の勤務体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

（定期巡回随時訪問介護看護計画の作成・変更）

- 第4条 乙は、甲の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回随時訪問介護看護計画を作成し、定期巡回随時訪問介護看護計画作成後も当該実施状況の把握に努めます。
- 2 定期巡回随時訪問介護看護計画には、訪問介護の目標や目標達成の為の具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 定期巡回随時訪問介護看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。

- 4 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する定期巡回随時訪問介護看護サービスの目的に従い、定期巡回随時訪問介護看護計画の変更を行います。
- (1) 甲の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該定期巡回随時訪問介護看護計画を変更する必要がある場合
- (2) 甲が定期巡回随時訪問介護看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合
- 5 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに甲の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
- 6 乙は、定期巡回随時訪問介護看護計画を作成し又は変更した際には、これを甲及びその後見人又は家族に対し説明し、その同意を得るものとします。
- 7 定期巡回随時訪問介護看護計画の内容の変更した場合、甲と乙とは、甲が変更後に利用する定期巡回随時訪問介護看護計画の内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について介護支援専門員又は地域包括支援センターに連絡するなど必要な援助を行います。

(定期巡回随時訪問介護看護サービスの内容及びその提供)

第5条 乙は訪問介護員を派遣し、契約書別紙サービス内容説明書に記載した内容の定期巡回随時訪問介護看護サービスを提供します。

- 2 乙は、甲に対して定期巡回随時訪問介護看護サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容を、甲が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、甲の確認をうけるものとします。
- 3 乙は、甲の定期巡回随時訪問介護看護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければなりません。
- 4 甲及びその後見人（後見人がいない場合は甲の家族）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求める事ができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第6条 乙は、甲に対して定期巡回随時訪問介護看護サービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(協力義務)

第7条 甲は、乙が甲のため定期巡回随時訪問介護看護サービス提供をするにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

(苦情対応)

第8条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した定期巡回随時訪問介護看護サービスについて甲、甲の後見人又は甲の家族から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

- 2 乙は、甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し何ら不利益な取り扱いをすることはできません。

(緊急時の対応)

第9条 乙は、現に定期巡回随時訪問介護看護サービスの提供を行っているときに甲の容態の急変が生じた場合、必要に応じて速やかに主治医、後見人又は家族、居宅介護支援事業者等に連絡をするなど必要な対策を講じます。

(費用)

第10条 乙が提供する定期巡回随時訪問介護看護サービスの利用料その他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

- 2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月毎に算定された 利用者負担額を乙に支払います。
- 3 乙は、提供する定期巡回随時訪問介護看護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものも、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
- 4 乙は、定期巡回随時訪問介護看護サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1ヶ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申出を行います。
- 5 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく別紙重要事項説明書でサービス内容の説明をし、利用サービス変更の合意書を交わします。

(利用者負担額の滞納)

第11条 甲が正当な理由なく利用者負担額を2ヶ月以上滞納した場合は、乙は、14日以上の期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催促をすることができます。

- 2 前項の催促をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
- 3 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
- 4 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として定期巡回随時訪問介護看護サービスの提供を拒むことはありません。

(守秘義務)

第12条 乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族等に関する情報を漏らしません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

- 2 乙及びその従業員は、サービス担当者会議等において、甲及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

(甲の解除権)

第 13 条 甲は 7 日以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(乙の解除権)

第 14 条 事業者は、ご利用者が次のいずれかに該当する場合には、この契約を解約することができます。

- 2 定期巡回随時訪問介護看護サービスの実施に際し、ご利用者がその心身の状況及び病歴等の重要な事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知等を行い、その結果、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- 3 ご利用者が、故意または重大な過失により当法人または当事業所職員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うこと等によって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合（職員に対するハラスメント行為を含む）。

(契約の終了)

第 15 条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 甲が要介護認定を受けられなかったとき。
- 二 第 2 条による契約期間が満了したとき。
- 三 甲が第 13 条により契約を解除したとき。
- 四 乙が第 11 条又は第 14 条により契約を解除したとき。
- 五 甲が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。
- 六 甲が死亡したとき。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、定期巡回随時訪問介護看護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 前項において、事故により甲又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用者代理人)

第 17 条 甲は、代理人を選任してこの契約を締結することができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

- 2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(合意管轄)

第 18 条 本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第 19 条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲、乙の協議により定めます。

上記契約を証するため、本契約書を2通作成し、利用者、事業者が記名または署名の上、1通ずつ保有するものとします。

## 重要事項説明書

### 1. 訪問介護仁風荘こうやまちの概要

#### (1) 事業所名・所在地・名称等

名 称 訪問介護仁風荘こうやまち（定期巡回随時訪問介護看護サービス）

所 在 地 〒683-0062 鳥取県米子市紺屋町 104-2

電 話 (0859) 38-1765

介護保険指定番号 3190200174

サービスを提供する地域 米子市

\*上記以外の地域でのご希望の方はご相談ください。

#### 【目的】

『介護を必要とする方の生活を支え、その家族や介護者を支援し、自立支援を目的として定期巡回随時訪問介護看護サービスを提供します。』

#### 【運営方針】

『私達は、サービス業として正しい情報を伝達し、自分が受けたい医療・介護・福祉サービスの提供に努めます。』

#### (2) 職員体制

|               | 常 勤   | 非常勤   | 合 計   | 職務内容                                                                                      |
|---------------|-------|-------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管理者（兼）        | 1 名   |       | 1 名   | 事業所の管理統括                                                                                  |
| 計画作成担当者（兼）    | 1 名以上 |       | 1 名以上 | 利用申し込みに係る調整。<br>技術指導等のサービス内容<br>管理。居宅サービス計画に<br>沿った、定期巡回随時訪問<br>介護看護計画の作成・交<br>付・実施状況の把握。 |
| 介護福祉士（兼）      | 1 名以上 | 5 名以上 | 6 名以上 | 随時対応サービスにおける<br>オペレータ業務。<br>定期巡回随時訪問介護看護<br>計画に沿った利用者の日常<br>生活に関わる援助。                     |
| 1 級～2 級修了者（兼） |       |       |       | 定期巡回随時訪問介護看護<br>計画に沿った利用者の日常<br>生活に関わる援助。                                                 |

### (3) 営業時間

365 日、24 時間体制です。 ※ご相談に応じます。

## 2. サービス内容

ご利用者の自立支援を目的として、下記のサービスのうち、必要なケアを提供します。サービスの提供は、ケアプランセンターの作成する“居宅サービス計画”をもとに当事業所の“定期巡回随時訪問介護看護計画”に沿って計画的に提供します。

### ① 定期巡回サービス

日常生活上の支援を必要に応じて提供します。

#### (身体介護)

ご利用者の身体に直接接触して行う介助、並びにこれを行うために必要な準備・後始末、日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助・専門的な援助です。

○排泄介助 ○食事介助 ○起床・就寝介助 ○入浴介助 ○体位交換 など

#### (生活援助)

ご利用者の日常生活の援助（そのために必要な一連の行為も含む）です。ご利用者が単身、または同居の場合はその家族が障害・疾病などのため、これを行うことが困難な場合に行います。

○日用品の買い物 ○一般的な調理 ○掃除 ○洗濯 ○ベッドメイク など

### ② 随時対応サービス

24 時間 365 日の電話対応窓口を設置し、通報内容に応じた随時の対応（相談援助、医療機関等への通報など）を行います。夜間心配なことがあれば問い合わせや相談に応じます。

### ③ 随時訪問サービス

通報を受けた内容を判断し、必要である場合は、随時の訪問サービスを行います。

### ④ 訪問看護サービス

訪問看護が必要な方は連携する訪問看護事業所から訪問看護サービスを受けることができます。

#### \*サービスの利用に関する留意事項

※1 介護保険は、保険料・公費によって成り立っています。下記のようなサービスは、支給の対象とはなりませんのでご理解ください。

- ・本人ではなく、家族のために行われるサービス。
- ・原則、使用されていない部屋、窓拭きは掃除の内容に含まれません。
- ・大掃除、季節料理など普段は行われない家事。
- ・墓掃除、草とりなど直接日常生活と関係のないこと など

※2 買物等で金銭をお預かりする場合は、金銭管理の適正な遂行の為に、サービス実施記録表等にて管理し、援助終了後にご利用者又は家族の署名若しくは記名捺印をいただきます。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

※3 やむをえない事由により、計画された訪問時間に変更になる場合は、あらかじめご連絡を

いたします。また、やむをえない事由により、計画された訪問日に訪問できない場合は、必ず連絡し相談させていただきます。また、担当介護支援専門員にも報告します。

※4 実費（駐車場代・電話代等）が必要になる場合には、負担していただくことになります。その都度、相談いたします。

※5 定期巡回随時訪問介護看護サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

※6 ご利用者ご本人が不在の場合は、援助はできませんのでご了承ください。

※7 訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。その場合はサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

※8 定期巡回随時訪問介護看護サービスの提供にあたり、次に該当する行為は行いません。

①訪問看護サービス提供時以外の医療行為

②ご利用者もしくはそのご家族などからの金銭又は高価な物品の授受

③ご利用者のご家族等に対する訪問介護サービスの提供

④ご利用者もしくはそのご家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

### 3. 訪問介護事業所仁風荘こうやまちの特徴

当事業所は、居宅介護支援事業者、訪問看護ステーション、通所介護、通所リハビリテーション等と密接な連携をとり、地域包括ケアの実現を目指します。

また、事業運営の透明性と地域貢献を検証するため、毎年度、鳥取県認可機関による第三者評価を受けております（評価結果等の詳細につきましては事業所内に掲示しております）。

### 4. 料 金

（1）基本料金に係る介護保険負担割合証に記載された自己負担額（1割または2割または3割）

※以下の料金表については「自己負担額が1割」の場合について記載をしています。

#### ●介護給付

| 要介護度                           | 要介護1    | 要介護2    | 要介護3     | 要介護4     | 要介護5     |
|--------------------------------|---------|---------|----------|----------|----------|
| 月額                             | 5,446 円 | 9,720 円 | 16,140 円 | 20,417 円 | 24,692 円 |
| 通所系サービスを利用した場合は、その日数分だけ減額されます。 |         |         |          |          |          |
|                                | -62 円   | -111 円  | -184 円   | -233 円   | -281 円   |

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

**サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ**（750 単位／月）

当事業所はサービス提供体制強化加算（Ⅰ）（体制要件・人材要件に適合する事業所）を申請している事業所です。

**初期加算**（30 単位／日）

利用開始から 30 日以内について加算される。

30 日を越える病院又は診療所への入院後にサービスの利用を再開した場合も同様になります。

**総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）**（1,200 単位／月 ）

個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により随時適切に見直し、日常的に情報提供を行っています。また、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現のための取り組みを行っています。

**事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合**（所定単位数から 1 月につき 600 単位を減算）

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一敷地内または隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合。

**介護職員等処遇改善加算**

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）の指定を受けています。

介護・予防保険給付額に 24.5%加算した額の 1 割をお支払いいただきます。

**生活機能向上連携加算Ⅰ**（100 単位／月 初月～3 月）

以下を定期的に行う場合

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を得た上で計画作成担当責任者が生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成（変更）する。

当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は通所リハビリテーション等のサービス提供の場において利用者の状態を把握した上で助言を行う。

**生活機能向上連携加算Ⅱ**（200 単位／月 初月～3 月）

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が利用者宅を訪問し身体状況の評価（生活機能アセスメント）を共同して行う。

計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成する。

#### **認知症専門ケア加算Ⅰ**（90 単位／月）

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の 100 分の 50 以上

認知症介護実践リーダー研修終了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が 20 名未満の場合は 1 名以上、20 名以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施。

当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催。

#### **口腔連携強化加算**（50 単位/回）

事業所の従業員が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1 月に 1 回限り所定単位数を加算する。

事業所は利用者の口腔の健康状態に関わる評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号 C000 に掲げる歯科訪問診療科の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業員からの相談に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

#### **高齢者虐待防止措置未実施減算**（所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算）

虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合には基本報酬が減額となります。

#### （２）キャンセルについて

事前連絡がない場合のキャンセルについてはキャンセル料（サービス利用料相当額）をいただきます。キャンセルを希望される時は事前に必ずご連絡ください。

#### （３）利用料の請求について

利用料、その他の費用については、ご負担金がある場合に、利用月ごとにその合計金額を請求いたします。請求書は翌月の 10 日頃にご自宅にお届けします。

#### （４）利用料のお支払について

口座振替の場合は、翌月の 20 日にお客様ご指定の金融機関の口座から、自動振替させて頂きます。お支払を確認いたしましたら、領収書をお届けします。

現金でのお支払は、訪問の際、職員に直接お支払ください。つり銭のいらないようお願いいたします。

#### ５．緊急時・事故発生時の対応法

サービス提供中に容体の変化等があった場合、何らかの事故が発生した場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、協力病院、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等に連絡をするなど必要な措置を行います。予め、緊急時の連絡先をお知らせ願います。

## 6. 秘密保持

当事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。当事業所は、職員であったものが退職した場合、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。

当事業所の職員は、サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は当該利用者あるいは家族の同意をあらかじめ得ます。

## 7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修等を実施しています（委員会の開催、指針整備等）。

(2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政機関に通報します。

## 8. サービスの継続的な提供について

当事業所では事業者である医療法人養和会と共同して感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講じています。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施

(2) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

また、災害発生時においてもご利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制を整備しています。

## 9. 損害賠償について

援助中、事業所の責任により、ご利用者に生じた損害については、速やかにその損害の賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生については、利用者に故意又は過失が認められる場合、事業者の帰すべからず事由による場合はこの限りではありません。

援助中、使用する用具などに不具合が見つかった場合は、直ちに報告いたしますので、対応していただきますよう宜しくお願いいたします。

# 10. サービス内容に関する相談・苦情の受付について

当事業所の業務に関するご相談・苦情及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づいて提供しているサービス内容についてのご相談・苦情を承ります。

|                                  |         |                     |
|----------------------------------|---------|---------------------|
| 事業所内苦情相談窓口                       | 所在地     | 米子市紺屋町 104-2        |
|                                  | 電話番号    | 0859-38-1765        |
|                                  | F A X   | 0859-38-1766        |
|                                  | 担当者     | 角 貴憲                |
|                                  | 対応時間    | 営業時間内               |
| 医療法人 養和会<br>法人専用苦情専用窓口<br>(仁風荘内) | 所在地     | 米子市上後藤 3 丁目 5-1     |
|                                  | 電話番号    | 0859-24-0007        |
|                                  | フリーダイヤル | 0120-4165-34        |
|                                  | F A X   | 0859-24-6516        |
|                                  | 対応時間    | 9 時～17 時（土・日・祝日を除く） |

以下の公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます

|                    |       |                               |
|--------------------|-------|-------------------------------|
| 鳥取県国民健康保険<br>団体連合会 | 所在地   | 鳥取市立川町 6 丁目 176               |
|                    | 電話番号  | 0857-20-2100                  |
|                    | F A X | 0857-29-6115                  |
|                    | 対応時間  | 9 時～17 時（土・日・祝日を除く）           |
| 米子市長寿社会課           | 所在地   | 米子市加茂町 1 丁目 1 番地              |
|                    | 電話番号  | 0859-23-5155                  |
|                    | F A X | 0859-23-5012                  |
|                    | 対応時間  | 8 時 30 分～17 時 15 分（土・日・祝日を除く） |

※本契約及び重要事項説明を証するため、本書 2 通を作成し、ご利用者と事業者が記名または署名の上、1 通ずつ保有するものとします。

## 個人情報の取扱いについて

「個人情報」とは、介護記録をはじめとした諸記録や介護保険被保険者証等の個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

当事業所では、下記の目的に沿って業務上必要な範囲に限り個人情報を利用し、下記の目的以外には利用いたしません。

＜介護サービスの提供に必要な事項＞

①介護サービスの提供

②介護・公費負担医療に関する保険請求事務及びその委託（レセプトの提出、支払機関又は保険者からの照会への回答）

③厚生労働省、鳥取県などの関係行政機関等による法令に基づく照会・届出・調査・実地指導など

④当事業所が行う管理運営業務のうち、「会計、経理」、「介護事故の報告」、「利用者サービスの向上」など

⑤他医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等）との連携

⑥他医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等）からの照会への回答

⑦ご利用者への介護サービスの提供等にあたり、外部の医師等の助言・意見を求める場合

⑧家族等への病状説明

⑨その他、ご利用者への医療・介護サービス提供に関する利用

⑩組織体制の変更等、ご利用者への介護サービスに関するご案内

⑪賠償責任保険に係る、医療・介護に関する専門団体、保険会社、弁護士等への相談又は届出

＜上記以外で当事業所として必要な事項＞

①当事業所が行う管理運営業務のうち「業務の改善のための基礎資料」、「学生実習への協力等」、「職員への教育研修等」、「事例検討・研究」

②個人を識別できないように配慮した上での学会・研究会等への発表

③当事業所の管理業務のうち「外部監査機関への情報提供」

④サービス利用経過及び予後調査、満足度調査や業務改善のためのアンケート調査

契約締結日： 令和            年            月            日

(事業者)

当事業者は、定期巡回随時訪問介護看護事業の提供にあたり利用者に対して契約書および重要事項説明書等に基づいて、サービス内容、重要事項および個人情報についての取扱いを説明した上、サービス利用契約を取り交わしました。

事業者住所                      鳥取県米子市紺屋町 104-2

名称及び開設者                医療法人養和会        理事長        廣江    智

事業所名        訪問介護仁風荘こうやまち        [事業者番号：3190200174 号]

管理者（説明者）              角    貴憲

(利用者)

私は、契約書及び重要事項説明書等に基づいて、事業者から定期巡回随時訪問介護看護事業についての重要な事項及び個人情報の取扱いに関する説明を受け、サービス利用契約に同意しました。

また、介護報酬改定や税率改定における利用料金の変更において、契約書及び重要事項説明書を再度取り交わすことなく、別紙の利用料改定表を確認し、変更事項について同意します。

ご利用者：住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 代筆： \_\_\_\_\_ (続柄 \_\_\_\_\_)

(身元引受人及び連帯保証人)

身元引受人及び連帯保証人は、上記利用者の身柄に関する一切の引受けをします。また、貴事業者に対し、利用者が本契約上負担する一切の債務を極度額（限度額）100 万円の範囲内で連帯して保証します。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

※本契約における極度額（限度額）は 100 万円とする。